（その他の包括利益に関する注記）

第六十九条の六　前条第四項に規定する税効果の金額は、その他の包括利益の項目ごとに注記しなければならない。

2　当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益の項目に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の項目ごとに注記しなければならない。

3　前二項に規定する事項は、併せて記載することができる。

第三節　包括利益

（包括利益）

第六十九条の七　少数株主損益調整前当期純利益金額又は少数株主損益調整前当期純損失金額にその他の包括利益の項目の金額を加減した金額は、包括利益金額として記載しなければならない。

2　前項に規定する包括利益金額については、連結財務諸表提出会社の株主に属する金額及び少数株主に属する金額に区分し、その区分ごとの金額を連結包括利益計算書の末尾に記載しなければならない。

第七十一条第一項中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改め、同条第二項中「前連結会計年度末」を「当連結会計年度期首」に改める。

第七十二条第一項中「前連結会計年度末残高」を「当連結会計年度期首残高」に改める。

「第三節　評価・換算差額等」を「第三節　その他の包括利益累計額」に改める。

第七十三条第一項中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に、「前連結会計年度末残高」を「当連結会計年度期首残高」に改め、同条第二項中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

第七十四条を次のように改める。

第七十四条　その他の包括利益累計額は、第七十一条第二項の規定にかかわらず、科目ごとの記載に代えて、その他の包括利益累計額の合計額を当連結会計年度期首残高、当連結会計年度変動額及び当連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合においては、科目ごとのそれぞれの金額を注記するものとする。

第七十五条第一項及び第七十六条第一項中「前連結会計年度末残高」を「当連結会計年度期首残高」に改める。

第七十七条及び第七十八条を次のように改める。

（発行済株式に関する注記）

第七十七条　発行済株式の種類及び総数については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　発行済株式の種類ごとに、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の発行済株式総数並びに当連結会計年度に増加又は減少した発行済株式数

二　発行済株式の種類ごとの変動事由の概要

（自己株式に関する注記）

第七十八条　自己株式の種類及び株式数については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　自己株式の種類ごとに、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数並びに当連結会計年度に増加又は減少した自己株式数

二　自己株式の種類ごとの変動事由の概要

第七十九条第三項中「前連結会計年度末」を「当連結会計年度期首」に改める。

第九十四条中「よつて作成した」を「準拠して作成した」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　指定国際会計基準が国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成している旨

第九十四条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成している旨

様式第一号記載上の注意7．(1)中「セグメント情報に与える影響」を「前連結会計年度のセグメント情報を当連結会計年度の報告セグメントの区分により作成した情報（当該情報を記載することが実務上困難な場合には、セグメント情報に与える影響）」に改め、同記載上の注意7．(2)中「困難」を「実務上困難」に改める。

様式第四号中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

様式第五号中「前期損益修正益　×××　×××」及び「前期損益修正損　×××　×××」を削る。

様式第五号の次に次の一様式を加える。

様式第五号の二

【連結包括利益計算書】

（単位：　円）

	前連結会計年度 （自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日）	当連結会計年度 （自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日）
少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損失）	×××	×××
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	×××
……	×××	×××
その他の包括利益合計	×××	×××
包括利益	×××	×××
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	×××	×××
少数株主に係る包括利益	×××	×××

（記載上の注意）

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第六号中「当期首残高」に「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改め、同記載上の注意3．中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に「前連結会計年度末残高」を「当連結会計年度期首残高」に改め、同記載上の注意4．中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改め、同記載上の注意5．を同記載上の注意6．とし、同記載上の注意4．の次に次のように加える。

5．遡及適用及び修正再表示（以下「遡及適用等」という。）を行つた場合には、前連結会計年度の期首残高に対する累積的影響額及び遡及適用等の後の期首残高を区分表示すること。

様式第九号及び同記載上の注意3．中「前期末残高」を「当期首残高」に改める。

様式第十号及び同記載上の注意4．中「前期末残高」を「当期首残高」に改める。

様式第十一号中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同記載上の注意1．中「前期末」を「当期首」に改める。

附則に次の2項を加える。

2　平成二十四年三月三十一日以後に終了する連結会計年度（以下この項において「当連結会計年度」という。）の前連結会計年度に係る連結財務諸表（法第五条第一項又は第二十四条第一項から第三項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていないものに限る。以下この項及び次項において「前連結財務諸表」という。）を、法又は法に基づく命令により当連結会計年度に係る連結財務諸表（以下この項及び次項において「当連結財務諸表」という。）を最近連結会計年度に係る連結財務諸表として記載すべき有価証券届出書又は当連結会計年度に係る有価証券報告書に記載する場合における前連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、当連結財務諸表を作成するために適用すべきこの規則の定めによるものとし、当該規則において定めのない事項については、当連結財務諸表を作成するために準拠すべき一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

3　前項の規定により前連結財務諸表を作成するときは、第八条の三の規定にかかわらず、前連結財務諸表及び当連結財務諸表は、同条に規定する比較情報を含めないで作成するものとする。

第二条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の二　特別利益及び特別損失（第九十五条の二―第九十五条の五の二）」を「第五節　雑則（第九十六条―第九十八条の二）」に改める。

第四節　特別利益及び特別損失（第九十五条の二―第九十五条の五の二）を「第六節　雑則（第九十六条―第九十八条の二）」に改める。